

令和6年度 農作業標準賃金・利用料金基準協定表

【農作業標準賃金】

区 分	標準賃金	備 考
賃 金	7,190円	※労働時間＝1日8時間、男女の区別なし
オペレーター	8,000円	※熊本県最低賃金の改定時は、変更
耕運機(管理機借上)	7,000円	1日(燃料借主持ち)

【農畜産関係農作業料金基準額】

区 分	基 準 額	備 考
ディスクモアー	2,200円	・10a 当り ・2回目以降は、 双方協議
モアコンディショナー	3,300円	
コーンハーベスター	6,600円	
テッター、レーキ	1,500円	1 梱包当り
牧草・WCS作業 ロールペーラー (梱包のみ)	大 2,100円	
	中 1,100円	
	小 230円	
ラッピング (密封)	大 3,200円	・1 梱包当り ・ラッピングのみ で3重巻
	中 2,100円	
	小 550円	
ロール作業運賃	1,100円	・10a 当り ・圃場から保管場所への積込み ・運搬距離に応じて加算有(加算額は双方協議)

【利用料金基準協定額】

区 分	協 定 額	備 考
耕運作業	春田耕し	5,000円
	荒代	3,000円
	植代	4,300円
	田植機	6,000円
畦(あぜ)めり	45円	1 m 当り
稲刈	バインダー	7,200円
	コンバイン	13,400円
麦刈	コンバイン	13,400円
脱穀	米	300円
	麦	600円
乾燥	米(生こぎ)	600円
	米(竿がけ)	300円
	麦	590円
もみ運賃	1,300円	10 a 当り
苗運賃	20円	1 箱当り
籾摺り	320円	・玄米(30kg)当り (くず米含む) ・色選は、双方協議
ブロードキャスター	1,200円	10 a 当り(200kg)
機械運搬	1,000円	1 回当り(距離で加算、双方協議)

- ★標準賃金や料金基準額は目安ですので、農地の条件(地形・地質)や作業内容ごとに双方で協議してください。
- ★農業機械は使用前に必ず点検を行い、事故防止に努めましょう。
- ★詳細については、下球磨地域農業振興協議会事務局(JAくま下球磨営農センター ☎28-3060)へお問い合わせください。

人吉市における農地の賃借料情報の提供について

平成21年度の農地法改正により、標準小作料が廃止され、前年中の農地賃借料情報を提供することになりました。本市における令和5年(1月～12月)の10a当りの農地賃借料情報は下記のとおりです。

	利用状況	平均額	最高額	最低額	データ数
田	水 稲	11,133円	30,000円	3,000円	214
	普 通 作	17,840円	26,229円	5,000円	20
	牧 草	7,441円	12,792円	2,152円	16
畑	普 通 作	6,695円	20,000円	3,000円	27
	牧 草	4,281円	4,480円	4,043円	4

- ※データ数は、集計に用いた筆数です。なお、使用貸借(無償)は含まれません。
- ※【田】及び【畑】の「利用状況」の平均額は、データ数による加重平均の値です。
- ※この表では、圃場整備地及び未整備地の区別はしていません。
- ※賃借料を物納としている場合は、玄米30kg当り5,865円に換算しています。
- ※【田】の普通作とは、水稻及び牧草を除いたもので、対象作物としては、葉たばこ・野菜等です。

問合せ先：人吉市農業委員会事務局 ☎ 0966-22-2111 (内線2501・2502) FAX 0966-24-7869
E-mail: nougyou-iinkai@hitoyoshi.kumamoto.jp http://www.city.hitoyoshi.lg.jp

ひとよし 農業委員会だより

令和5年度 第3号

発行：人吉市農業委員会

編集：農政部会

令和6年3月13日発行



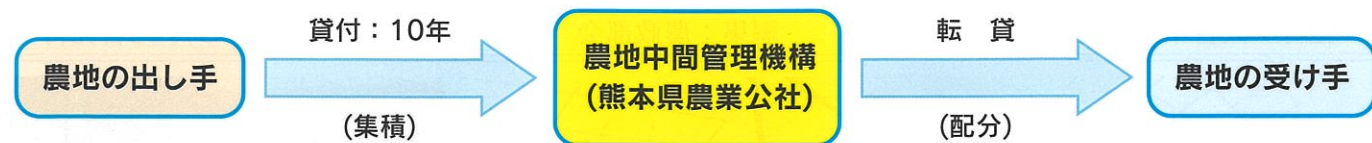
下戸越町の有瀬英憲さん・愛(ちか)さん夫妻は、いちご(品種：ゆうべに)35a、栗400aなどを生産販売されています。いちご栽培も23年目に入り、令和2年9月からは就労支援A型事業所と就労移行支援事業所の利用者さんの雇用を開始されており、きっかけは栗の収穫の人手不足からハローワークを通じて紹介していただいたとのこと。今では周年雇用をされており、栗の肥料散布や剪定、いちごの育苗、定植などさまざまな作業をされています。

取材に訪れた日も7名の方がハウス内でいちごの収穫作業をされていました。利用者の方は「収穫作業は繊細だが、とても楽しい。」と語られていました。また、雇用主の有瀬さんは「仕事がはかどり、時間に正確なので緊張感をもって作業に集中できる。何より元気をもらうので、仕事が楽しくなったのが一番！」と笑顔で語られていました。今が二番花の最盛期、5月の連休明けまでいちごの収穫作業が続き、皆さんの素敵な笑顔をたくさん吸収したいちごは名古屋や大阪へ出荷されます。(写真・取材：山本雄二)

- 【目次】農福連携の実践例(下戸越町 有瀬さん イチゴ・栗)……………P 1
利用権設定有効期限のお知らせ/相続について/荒廃農地解消の取り組みについて……………P 2
農地パトロール結果及び意向調査について/農業者年金がお役に立ちます……………P 3
令和6年度農作業標準賃金・利用料金基準協定表/農地の賃借料情報の提供……………P 4

～農地の貸借は利用権設定から中間管理事業へ～

令和5年4月1日から農業経営基盤強化促進法の一部が改正され、農地の貸し借りは、農地中間管理事業に一本化されました。



※但し、これまでの利用権設定は令和7年3月31日まで契約した場合は有効です。

不動産の相続登記が義務化されます(令和6年4月1日制度開始)

民法、不動産登記法の改正に伴う改正点は、

- 1 所有権の取得を知った日から**3年以内に相続登記申請**すること
- 2 正当な理由がなく相続登記をしない場合、**10万円以下の過料**が課される可能性あり

※詳しくは法務省ホームページをご覧ください。



荒廃農地が見事に復元!! ～西瀬校区の取組～

①現地草払い



②焼却作業



③整地作業



令和4年1月、西瀬校区の農業委員、農地利用最適化推進委員合計5名は、長年荒れ放題だった矢黒町字崎岡の農地の解消に向けて取り組みを開始しました。(写真参照)

現地は雑木等はなかったものの一面は萱(カヤ)だらけ。現地視察後、すぐに草払いと焼却をしました。(写真①②)

草根伐根作業のために市農林整備課から重機を借りて整地を行い(写真③④)、令和4年6月からは各委員による耕起、草払い、畦塗、耕起を3回繰り返して令和5年3月、見事に農地として蘇らせました。

現在、この農地には平成29年から就農している同校区の30代の夫婦がナスやズッキーニを作付け(写真⑤)し、近隣耕作者からも期待と喜びの声が上がっています。

各委員は地域に貢献できたことに達成感を得て次の活動への意欲に燃えています。(全国農業新聞2月3日号にも掲載)

④重機による伐根



⑤色鮮やかなナス畑



農地パトロール結果報告及び意向調査について

違反転用の早期発見及び遊休農地等の実態調査のために7月から10月にかけて市内全農地を対象とした農地パトロールを行い、遊休農地の分類を行いました。

再生利用が困難と見込まれた農地については12月総会にて非農地と決議し、所有者へ非農地通知書を発送しました。今年度から2月末迄に異議申出がない農地について法務局へ地目変更登記一括申請を職権で行います。



令和5年度農地パトロール結果

(R6.2.1現在)

区分 地区名	遊休農地		再生が困難な農地		計	
	筆数	面積(㎡)	筆数	面積(㎡)	筆数	面積(㎡)
中原	157	102,700	44	22,177	201	124,877
西瀬	164	100,246	77	41,622	241	141,868
藍田	129	111,452	124	109,775	253	221,227
人吉	72	52,128	22	18,415	94	70,543
大畑	75	73,960	61	83,635	136	157,595
市全体	597	440,486	328	275,624	925	716,110

また、遊休農地と判断された農地については「農地利用意向調査」を発送しました。

農地中間管理事業を活用しないと回答し、6か月後も遊休農地が解消されない農地については固定資産税が1.8倍になる場合があります。



令和5年度農地の利用意向調査結果

(R6.2.1現在)

利用意向	件数(件)	筆数(筆)	面積(㎡)
農地中間管理事業利用	128	202	152,217
自分で買手・借手を探す	10	16	8,856
自分で耕作を再開	29	59	58,693
その他	55	93	58,183
居所不明	15	25	14,003
未回答	97	202	148,534
合計	334	597	440,486

農業者年金がお役に立ちます

農業者年金が実態に即して以下のとおり改正され、より身近になりました。この機会に加入しましょう!

1 保険料納付下限額の値下げ

通常加入の保険料の下限額が2万円から1万円になりました。(※35歳未満で政策支援の対象とならない方)

2 受給開始時期の選択肢拡大

S42年4月2日生まれ以降の方の年金受給開始時期が

- ①老齢年金：65歳から75歳未満の間で受給時期を選択できます。
- ②特例付加金：**受給要件を満たしていれば**いつでもOKです。

3 加入年齢の引き上げ

国民年金納付期間が480月に満たない60歳以上65歳未満の方で国民年金に任意で加入している方に限り、65歳まで加入できます。



詳しくは、農業委員会事務局かJAまでお尋ねください。

